京丹後市介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表 (令和6年6月施行版)

令和6年6月

京丹後市訪問型サービス(独	自)サービスコード表 1	
京丹後市通所型サービス(独	自)サービスコード表 2	<u>)</u>
古囚後古介護予防ケアフネジ	メントサービスコード事	2

京丹後下	ヤ訪問型サ−	ービス(独自	ョ)サービス=	ュード表
		<u> </u>		<u> </u>

	计後で スコード	市訪問型サービス(独自 │)サービスコード表							
種類	項目	サービス内容略称			算定項目			合成単位数	算定単位	
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回 数を定める場合	(1)1週に1回程度の場	·····································			1,176	1月につき	
A2	2111	 訪問型独自サービス11日割			1176単位	日割の場合	39単位	39	1日につき	
A2		訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場				2,349	1月につき	
A2		訪問型独自サービス12日割			2240単凸	日割の場合	77単位	-	1日につき	
				(3)1週に2回を超える			// 平位		1月につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13 		(0) 121-1220				3,727	1日につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	ロ 1月当たりの回数を定め		3727単位	日割の場合	123単位	123	1回につき	
A2	2411		る場合		定相当 訪問型サービスである	る場合 	287単位	287		
A2	2511	訪問型独自サ網掛け部分に	は、京丹後市では現	,時点では使用し	ません 第20分以上45分	ト 未満の場合 	179単位	179		
A 2	2621	訪問型独自サービ23			(二)所要時間45分以上の場	合	220単位	220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護	が中心である場合		163単位	163		
A2	C211		高齢者虐待防止措置未実 施減算	イ 1週当たりの標準 的な回数を定める場 合		1	2単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		H .	(1)1週に1回程度の場合	日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12					23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			(2)1週に2回程度の場合	日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13					37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数	(1)標準的な内容の指定相当		3単位減算	-3	1回につき	
				を定める場合		(一)所要時間20分以上45分未満の				
A2		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	場合	2単位減算	-2		
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合 	2単位減算	-2		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心	oである場合 	2単位減算	-2	1月につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の	の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 1	0%減算			
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者合	等にサービスを行う場	事業所と同一建物の利用者50人以	J上にサービスを行う場合 所定単位数の 1	5%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の害	合が100分の90以上の場合 所定単位数の 1	2%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算			所定単位数の	15%加算			1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の	15%加算			1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の	15%加算			1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			所定単位数の	10%加算			1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模	模事業所加算	所定単位数の	10%加算			1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の	10%加算			1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			所定単位数の				1月につき	
			中川間地域等に居住する者	へのサービス提供加質	所定単位数の				1日につき	
		訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		間地域等に居住する者へのサービス提供加算 						
						200単位 加算				
A2			ハ 初回加算 					200		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	二 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(I) 100単位	加算		100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 Ⅱ 			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位	加算		200	月1回程度	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算へ 介護職員等処遇改善加	省			50単位加算	50	1月につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	· 月晚枫莫奇龙边以音加。	7	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の245	/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224	/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182	/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145	/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 1			(5)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1) 所定単位数の22	1/1000 加算			
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算V2				(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2) 所定単位数の208	3/1000 加算			
A 2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算V3				(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) 所定単位数の20(0/1000 加算			
A 2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4				(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4) 所定単位数の18 7	7/1000 加算			
A 2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算V5				(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) 所定単位数の18 4	4/1000 加算			
		訪問型独自サービス処遇改善加算V6				(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6) 所定単位数の16 (
		訪問型独自サービス処遇改善加算V7				(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7) 所定単位数の16 (
						(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8) 所定単位数の15 (
		訪問型独自サービス処遇改善加算V8								
		訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9				(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9) 所定単位数の14 2				
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算V10				(+)介護職員等処遇改善加算(V)(10) 所定単位数の13 (9/1000 加算			
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算V11				(+-)介護職員等処遇改善加算(V)(11) 所定単位数の12	1/1000 加算			
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算V12				(+二)介護職員等処遇改善加算(V)(12) 所定単位数の118	3/1000 加算			
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算V13				(+三)介護職員等処遇改善加算(V)(13) 所定単位数の10(0/1000 加算			
A 2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算V14				(+四)介護職員等処遇改善加算(V)(14) 所定単位数の76	/1000 加算			
							1			

京丹後市通所型サービス(独自)サービスコード表

		市通所型サービス(独目 <i>)サ</i>		<u> </u>						
	ジスコード 	サービス内容略称				算定項目			合成単位数	算定単位
種類 A6	項目 1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの	事業対象者•要支援1					1,798	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス11日割	標準的な回数を 定める場合		1.798単位	日割の場合		59 単位	ŕ	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者•要支援2	1,700-12	HUMMH				1月につき
A6	1122	通所型独自サービス12日割			3 621単位	日割の場合		119 単位	·	1日につき
A6		通所型独自人工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工			0,021-	まで		436 単位	436	1回につき
A6	1123	網掛け部分は、京 通所型独	丹後市では	現時点では使用	しません	ノ はで		 447 単位	447	
A6	C211	│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │	高齢者虐待防止	イ 1週間当たりの標業的な同数を完める	事業対象者			 18 単位減算		1月につき
A 6	C212		拍	法実施減算 準的な回数を定める 場合 事事			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A 6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12				▪要支援2			-36	1月につき
A 6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割					日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A 6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数 を定める場合	事業対象者	•要支援1		4 単位減算	-4	1回につき
A 6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者	•要支援2		4 単位減算	-4	
A 6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未 策定減算			・要支援1		18 単位減算	-18	1月につき
A 6	D212			場合			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者	•要支援2		36 単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割					日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A 6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数 を定める場合	事業対象者	•要支援1		4 単位減算	-4	1回につき
A 6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2 4 単位減算			-4			
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に原	山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5% 加算					1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5% 加算					1日につき	
A 6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5% 加算						1回につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は	イ 1週間当たりの標準 定める場合	的な回数を	事業対象者•要支援	1	376 単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2	同一建物から利用 する者に通所型			事業対象者•要支援2	2	752 単位減算	-752	
A 6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3	サービス(独自)を 行う場合	ロ 1月当たりの回数を	定める場合			94 単位減算	-94	
A 6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行	うわない場合				47 単位減算	-47	
A 6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向」	ニグループ活動加算				100 単位加算	100	1月につき
A 6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	二 若年性認知症	利用者受入加算				240 単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメ	ント加算 				50 単位加算	50	
A 6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	へ 栄養改善加算	<u>[</u>				200 単位加算	200	
A 6	5004	通所型独自サービスロ腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向 上加算 	(1)口腔機能向上加算(])			150 単位加算	150	
A 6	5011	通所型独自サービスロ腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(1	I)			160 単位加算	160	
A 6	6310		チ 一体的サービ		ア 加賀(1)	T .		480 単位加算		
A 6	6011	通所型独自サービス提供体制加算 I 1	リ ザービス提供 体制強化加算	(1)サービス提供体制強化	ᆸᄱᄝᅐᆝ	事業対象者•要支援1		88 単位加算		
A 6				(2)サービス提供体制強化	ア加賀(エ)	事業対象者•要支援2		176 単位加算		
A 6		通所型独自サービス提供体制加算 II 1		\とノソ ̄Lへ掟供仲削独1 	ыли д ∖ <i>ц∫</i>	事業対象者・要支援1		72 単位加算		
A6	6108			(3)サービス提供体制強化	ア加賀(皿)	事業対象者•要支援2		144 単位加算		
A 6	6103			八〇/ソートへ延供仲削強1	IJIJH 开 (皿 <i>)</i>	事業対象者・要支援1		24 単位加算		
A 6		通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2				事業対象者•要支援2	2	48 単位加算		
A 6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向 上連携加算	(1)生活機能向上連携加		1回を限度)		100 単位加算		
A 6		通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	上廷迈川昇	(2)生活機能向上連携加速 (1)口晩・労業スクリー		丁)/6日に1同去四中	:)	200 単位加算		1回につき
A 6		通所型独自サービスロ腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ルロ腔・栄養ス	(1)口腔・栄養スクリー				20 単位加算		
A 6	6201	通所型独自サービスロ腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリー	ーノソル昇(⊥八U月I⊂I 凹を帐及	.)	5 単位加算		1月につき
A 6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推	的介護推進体制加算 40 単位加算						17,110 30

A 6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算I	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000 加算
A 6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000 加算
A 6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000 加算
A 6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算IV		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の64/1000 加算
A 6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算 V1		(5)介護職員等特定処遇改善加算(V)	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1) 所定単位数の81/1000 加算
A 6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算 V 2			(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2) 所定単位数の76/1000 加算
A 6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算 V3			(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) 所定単位数の79/1000 加算
4 6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算 V 4			(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4) 所定単位数の74/1000 加算
46	6385	通所型独自サービス処遇改善加算 V 5			(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) 所定単位数の65/1000 加算
A 6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算 V 6			(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6) 所定単位数の63/1000 加算
A 6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算 V 7			(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7) 所定単位数の56/1000 加算
A 6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算 V8			(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8) 所定単位数の69/1000 加算
A 6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算 V 9			(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9) 所定単位数の54/1000 加算
A 6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算 V 10			(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10) 所定単位数の45/1000 加算
A 6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算 V 11			(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11) 所定単位数の53/1000 加算
A 6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算 V 12			(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12) 所定単位数の43/1000 加算
46	6393	通所型独自サービス処遇改善加算 V 13			(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13) 所定単位数の44/1000 加算
A 6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算V14			(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14) 所定単位数の33/1000 加算

定員超過の場合

/ - 3			1								
サービスコード		- サービス内容略称	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			合成単位数	7. 質定単位				
種類	項目			异正垻日					,并是平位		
A 6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの 標準的な回数を 定める場合 事業対象者・要支援 事業対象者・要支援	ー	本法 45 45 [二 46 4 7	車業計争表, 画士博1		1798単位		1,259	1月につき
A 6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			尹未刈豕石	尹未刈豕石 安又版 1			59単位		41
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		古光 計 色 夬 . 西 士 採 Ω		3621単位	定員超過の場合×70%	2,535	1月につき		
A 6	8012	通所型独自サービス12日割・定超		学未对 然 日 安义版2		119単位		83	1日につき		
A 6	8003	通所型独自サービス21定超	ロ 1月当たりの回数を定める場	事業対象者•要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき		
A 6	8013	通所型独自サービス22定超		事業対象者•要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447単位		313			

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称			算定項目		合成単位数	首宁甾位	
種類	項目	ソーレへ内合唱が			异化切口	百队平位数	异化甲亚		
A 6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの 標準的な回数を 事業対象者・要支援1	1798単位		1,259	1月につき		
A 6	9002		定める場合		59単位	看護・介護職員が欠員の場合×70%	41	1日につき	
A 6	9011	通所型独自サービス12・人欠		古光社会之 五十四〇	3621単位		2,535	1月につき	
A 6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			事業対象者・要支援2	119単位	有段・川段戦兵が大兵の場合へ/0%	83	1日につき
A 6	9003			事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき	
A 6	9013	通所型独自サービス22・人欠	─回数を定める場 合 事業対象者・要支援2	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313		

※業務継続計画未策定減算については令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的に計画の策定を行っている場合には減算を適用しない。

京丹後市介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サー	ビスコー						合成単位数		
種類	項目	─ サービス内容略称	算定項目 						
AF	211	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2・			442 単位	442	1月につき	
AF	211	介護予防ケア高齢者虐待防止未実施減算	要介護1-2-3-4-5	高齢者虐待防止措置未実施減算			438	<u>,</u>	
AF	211	介護予防ケア高齢者虐待防止未実施・業務継続計画未策定減算		4単位減算 業務継続計画未策定減算	4単位減算	434 単位	434	+	
AF	211	介護予防ケア業務継続計画未策定減算	442単化	業務継続計画未策定減算	4単位減算	438 単位	438	<u>, </u>	
AF	400	初回加算	口 初回加算			300 単位加算	300		
AF	613	至託連携加算 2. 委託連携加算	ハ 委託連携加算			300 単位加算	300	,]	

[※]業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。